

熊本市公報 (臨時)

第 1 4 2 6 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 臨時発行

目 次 公 告

○事業計画の変更認可 (公告第 440 号)	5
○事業施行地区及び設計概要図書の縦覧 (公告第 441 号)	5

中央消防署

○消防法に基づく措置命令 (熊本市中央消防署公告第 1 号)	6
--------------------------------------	---

公 告公告第440号
平成30年6月29日

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第50条の9において準用する同法第50条の7の規定により熊本都市計画桜町地区第一種市街地再開発事業に係る事業計画の変更を認可したので、同法50条の8第1項の規定により、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

- 1 再開発会社の名称
熊本桜町再開発株式会社
- 2 市街地再開発事業の種類及び名称
熊本都市計画桜町地区第一種市街地再開発事業
- 3 事業施行期間
平成27年5月1日～平成32年3月
- 4 施行地区
熊本県熊本市中央区桜町3番13、14及び道路等である公有地の一部
- 5 事務所の所在地
熊本県熊本市中央区桜町3番10号
- 6 施行認可の年月日
平成27年5月1日
- 7 事業計画の変更の認可の年月日
平成30年6月29日

公告第441号
平成30年6月29日

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第50条の9において準用する第50条の8第3項の規定により、熊本都市計画桜町地区第一種市街地再開発事業にかかる施行地区及び設計の概要を表示する図書を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一史

- 1 縦覧場所
熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市都市建設局都心活性推進課(本庁舎11階)

2 縦覧期間

平成30年6月29日から都市再開発法第100条又は第125条の2第5項の公告の日まで

3 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、次に掲げる日を除く。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

中央消防署

熊本市中央消防署公告第1号

平成30年7月23日

消防法(昭和23年法律第186号)第5条第1項の規定により命令を行ったので、同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

熊本市中央消防署長 上里 安弘

1 防火対象物の所在地

熊本市中央区下通2丁目1番32号

2 防火対象物の名称

ODAビル

3 命令を受けた者

(1) 株式会社オー・ディー・エー 代表取締役 小田 健正

(2) 株式会社Over 代表取締役 津曲 大貴

4 命令事項

平成30年8月5日までに、2階の階段室に面する防火シャッターが閉鎖した際に、防火戸のくぐり戸を使用できるよう、改修又は造作されているトイレを除去すること。

5 命令年月日

平成30年7月23日